

経済財政諮問会議・グローバル化改革専門調査会
「金融・資本市場ワーキンググループ」提出資料

2007/01/29

マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社 松本大

第一回会合は以前からのコミットメントがあり参加できませんので、申し訳ありませんが以下4項目につき、極々簡単に書面にて、私の考える論点を挙げさせていただきます。

1. 東京をロンドンやニューヨークと並ぶ金融・資本市場とするにはどうしたらよいか。
 - (ア)そもそも、銀行が過大なことと、企業の内部留保が過剰なことが、規律ある、競争原理の働く、資本と流動性の最適化・再分配を実現する金融・資本市場の成長を阻害していないか。
 - (イ)ローリスク・ローリターンなアセットばかりでは、少子高齢化の中では縮小均衡しか望めない。市場に奥行きを持たせるためにも、将来の国と家計の財政健全化のためにも、もっとハイリスク・ハイリターンなアセットの誕生を推進し、リスク・アセットの選択肢を拡げるべきではないか。
 - (ウ)資本主義国家と標榜するにも拘わらず、資本主義的文化・風土が希薄で、従業員の抵抗などにより買収が難しくなるケースもある。資本主義ルールの啓蒙・浸透が必要ではないか。
 - (エ)行政や司法の対応があやふやな中で、所謂「世論」の圧力などにより、株主・投資家の利益が損なわれているケースもあるのではないか。財産保護ルールの確認と堅持はされているか。
 - (オ)ルール変更時(例えば上限金利の変更)に予め公聴会のようなものを開いて予見可能性を高めるとか、経済指標に予期されていなかった大きなブレが発生した時にはきちんと説明を追加するとか、市場と株主に対する説明と配慮を大幅に増やす必要があるのではないか。
 - (カ)取引に関するルールから主観的構成要件を極力排除し、より客観的な構成要件の比重を高め、海外を含めた各プレイヤーにおけるコストの低減と予見可能性の上昇を実現すべきではないか。
 - (キ)最終的には、金融・資本市場に関するリタラシーが、一般に欧米に比べて低いという問題がある。マスコミ、国民、政治家、行政—あらゆる場所での、金融・資本市場・投資リタラシーを高める真剣な施策が必要ではないか。

2. 金融、証券取引が複雑化・高度化するなかで、金融、証券取引の監督手法や体制はどうあるべきか。また、人材をどう育成・確保すべきか。
 - (ア) 予め全ての現在・将来ケースに対応する「法」と「体制」を作ることは不可能であり、無闇に法を増やし体制を増強することは、必ずしも有効ではなく、コストだけ増えるのではないか。
 - (イ) 法の限界は、任意を含む積極的な開示の推進と、ノーアクション・レターの仕組みを効果的に利用されるように見直すことによって、補うべきではないか。
 - (ウ) 体制の限界は、経済懲罰的罰則と自首による減刑などで補うべきではないか。
 - (エ) 金融・資本市場は専門分野であり、ローテーションされないスペシャリストの養成と、金融・資本市場の専門家を回転扉式に行政の首席・次席クラスに登用する是非を検討すべきではないか。

3. 証券取引所をいかに改革、強化すべきか。
 - (ア) オーダーフローは、早晚取引所から離れていく可能性が高いと考えられ、上場承認、非上場化認定などの審査機能が取引所の主な役割となっていくのではないか。
 - (イ) 審査機能強化のためには、取引手数料に依存した予算から脱却せねばならず、課徴金の水準を大きく引き上げるためにも、経済懲罰的罰金を可能にする法制度の検討が必要ではないか。
 - (ウ) 独立したガバナンスの確立のための人材戦略を国として検討するべきか否か。

4. 日本の会計基準、金融・証券税制や諸制度を国際的に調和させることや、監査、コーポレートガバナンスの強化のあり方についてどのように考えるか。
 - (ア) 会計、税制、と云うインフラは、国際標準にしないと、企業にとってはコストになり、ビジネスは国内ですが、上場も納税も国外でということになりかねないのではないか。監査、コーポレートガバナンスも行き過ぎるとコストになるが、時代の要請で不可避。結果、掲題に関しては、国際標準に合わせる以外に、現実的な選択肢はないのではないか。

以上